

日本放送協会 理事会議事録

(平成29年 5月23日開催分)

平成29年 6月 9日(金)公表

<会議の名称>

理事会

<会議日時>

平成29年 5月23日(火) 午前9時00分～9時15分

<出席者>

上田会長、堂元副会長、坂本専務理事、児野専務理事・技師長、
根本理事、松原理事、荒木理事、黄木理事、大橋理事、菅理事、
中田理事
高橋監査委員

<場所>

放送センター 役員会議室

<議事>

上田会長が開会を宣言し、議事に入った。

付議事項

1 審議事項

- (1) 第1284回経営委員会付議事項について
- (2) インターネット実施基準の一部変更について
- (3) 日本放送協会放送受信規約の一部変更について

2 報告事項

- (1) 契約・収納活動の状況(平成29年4月末)

(2) 地方放送番組審議会委員の委嘱について

(3) 平成28年度末本部資金監査結果

議事経過

1 審議事項

(1) 第1284回経営委員会付議事項について

(経営企画局)

本日開催の第1284回経営委員会に付議する事項について、審議をお願いします。

付議事項は、議決事項として「インターネット実施基準の一部変更について」と「日本放送協会放送受信規約の一部変更について」です。また、報告事項として「契約・収納活動の状況(平成29年4月末)」と「地方放送番組審議会委員の委嘱について」です。さらに、その他事項として「営業改革推進委員会の取り組みについて」と「新放送会館候補地の協議に関する基本合意書締結について」です。

(会長) ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

(2) インターネット実施基準の一部変更について

(メディア企画室)

放送法第20条第2項第2号および第3号の業務の実施基準(以下、「インターネット実施基準」)の一部変更について、審議をお願いします。

インターネット実施基準の「第2部 2号受信料財源業務」の「1 業務の内容」の③に、ラジオ放送の地域制限について「(※)」とその説明部分を追記したいと思います。

変更内容は次のとおりです。

「③ ①および②については、①(b)のラジオ第1放送、ラジオ第2放送およびFM放送の放送番組の提供対象地域を日本国内に限る(※)ほか、提供対象地域には制限を設けないことを基本とする。

※ ラジオのメディアとしての有効性等について他の放送事業者と行う周知活動の一環として提供を実施する場合に、必要に応じて当該提供の対象地域を国内の一部地域とすることがある。」

本件が了承されれば、本日開催の第1284回経営委員会に諮り、議決が得られれば総務大臣に認可を申請します。

(児野技師長) 「(※)」を入れる位置ですが、「提供対象地域には制限を設けないこと」の後に置いた方が、「提供対象地域を日本国内に限る」に対する注釈のようにならなくてよいのではないのでしょうか。

(経営企画局) 「1 業務の内容」の①は「放送番組の提供」、②は「理解増進情報の提供」でNHKオンラインのコンテンツなどが対象となります。今回追加変更する「※」部分はラジオ放送に限定した内容のため、ラジオに関して記述しているこの位置に「(※)」を付するのがよいと考えています。

(児野技師長) わかりました。

(会 長) ほかにご意見等がありませんので、原案どおり了承し、本日の経営委員会に諮ります。

(3) 日本放送協会放送受信規約の一部変更について

(営業局)

日本放送協会放送受信規約(以下、「受信規約」)の一部変更について、審議をお願いします。

今回の受信規約の一部変更は、平成27年に個人情報保護法が改正されたことを踏まえ、29年4月27日に総務大臣が「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」の全部を改正し、その名称を「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」に変更したことによるものです。その指針の名称が変更されたことに伴い、関係規定の文言を改める内容となっています。

施行期日は、29年5月30日または放送法64条第3項に基づく総務大臣の認可の日のいずれか遅い日からとします。

本件が了承されれば、本日開催の第1284回経営委員会に諮り、議決が得られれば総務大臣に認可を申請します。

(会 長) ご意見等がありませんので、原案どおり了承し、本日

の経営委員会に諮ります。

2 報告事項

(1) 契約・収納活動の状況（平成29年4月末）

(営業局)

平成29年4月末の契約・収納活動の状況について報告します。

まず、4月の当年度分受信料収納額は496.2億円で、前年度同月を9.6億円上回りました。

前年度分受信料回収額は15.1億円で、前年度同月を0.4億円下回りました。前々年度以前分回収額は2.6億円となり、前年度同月と同水準になりました。

次に、4月の受信契約総数の増加状況は、取次数が35.4万件と前年度同月を1.6万件下回り、減少数が26.6万件と前年度同月を0.8万件上回ったため、差し引きの増加数は前年同月を2.4万件下回る8.8万件となりました。4月末の受信契約件数は4,038.3万件となっています。

衛星契約数の増加状況は、取次数が20.2万件と前年度同月を1.1万件下回り、減少数が14.3万件と前年度同月を2.2万件上回ったため、差し引きの増加数は前年同月を3.3万件下回る5.9万件となりました。4月末の衛星契約件数は2,024.2万件となり、契約数全体に占める衛星契約の割合は、50.1%となっています。

本件は、本日開催の第1284回経営委員会に報告します。

(2) 地方放送番組審議会委員の委嘱について

(管理事)

地方放送番組審議会委員の委嘱について、報告します。

関東甲信越地方で齊藤とも子氏（俳優／社会福祉士・介護福祉士）と、奥山千鶴子氏（NPO法人びーのびーの理事長）に、近畿地方で鈴木元子氏（「月刊大和路ならら」編集長）に、中国地方で坂本直子氏（走健塾ランニングアドバイザー）と、村武まゆみ氏（浜田市立国府公民館主事）に、東北地方で相原和裕氏（河北新報社編集局次長兼生活文化部長）、桂木宣均氏（日本地下水開発株式会社代表取締役社長）、および西内みなみ氏（桜の聖母短期大学学長）に、北海道地方で齋藤拓也氏（北海道大学

大学院メディア・コミュニケーション研究院准教授) と、蛭田亜紗子氏 (作家) に、四国地方で柴田智恵氏 (有限会社大豊陸送代表取締役社長) に、平成29年6月1日付で新規委嘱します。また、近畿地方の山崎弦一氏 (日本労働組合総連合会大阪府連合会会長) と、市田恭子氏 (デザイナー集団Teamcoccori事業代表)、中部地方の小澤正俊氏 (大同特殊鋼株式会社相談役)、中国地方の上大岡トメ氏 (イラストレーター) に、29年6月1日付で再委嘱します。

なお、関東甲信越地方の国崎信江氏 (株式会社危機管理教育研究所代表) と、伊藤由貴子氏 (神奈川県立音楽堂館長・プロデューサー)、近畿地方の佐野純子氏 (奈良インターカルチャー代表)、中国地方の久保田典男氏 (島根県立大学総合政策学部准教授)、東北地方の寺島英弥氏 (河北新報社編集局編集委員)、小林好雄氏 (株式会社出羽庄内地域デザイン代表取締役)、および照沼かほる氏 (福島大学行政政策学類教授)、北海道地方で藤野彰氏 (北海道大学大学院メディア・コミュニケーション研究院教授) と、まさきとしか氏 (作家)、四国地方の松井忍氏 (NPO法人GCM庚申庵倶楽部理事長) は29年5月31日付で、中国地方の島田斉氏 (福山電業株式会社代表取締役社長) は29年6月2日付で、任期満了により退任されます。

本件は、本日開催の第1284回経営委員会に報告します。

(3) 平成28年度末本部資金監査結果 (内部監査室)

平成28年度末における本部資金監査の結果について報告します。

29年4月に、28年度末における本部の現金、銀行等の預貯金および有価証券について、会計監査人である監査法人とともに監査を行った結果、その在高に相違ないことを確認しました。また、関連団体等への出資金についても同様に監査し、その在高に相違ないことを確認しました。

以上で付議事項を終了した。

上記のとおり確認した。

平成29年 6月 6日

会 長 上 田 良 一